

4 政 第 1 6 2 号
令和 4 年 9 月 29 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

諮 問

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 40 条
第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を
求める。

記

食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並び
にこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関するこ
と